

※Explain

業務執行しない取締役の選任

【原則4-6】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実行を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、監査役会設置会社として、監査役・監査役会が取締役・執行役員の職務の執行を監視しています。また、取締役会の監督機能を高めるため、2名の社外取締役を選任しています。加えて、当社は代表取締役会長が最高経営責任者（CEO）を務め、代表取締役社長が最高執行責任者（COO）を務めています。会長は経営責任を負うために代表権を有しているものの、業務の執行と一定の距離を置いております。

よって、CEO（1名）、社外取締役（2名）、監査役（常勤2名、社外4名）の計9名が、取締役会の監視・監督を行い、十分に機能していることから、取締役会の構成人数の適正も踏まえ、現時点において、別途業務執行をしない取締役を選任しておりません。

本件につきましては、経営のマネジメント機能とモニタリング機能のバランスを備えたボードを構成することを基本として、事業規模、経営環境等に応じて、適宜検証していく方針です。